

※必ずお読みください。

（誓約書 関係条文）【指定障害者支援施設用】

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（関係条文抜粋）

（第36条第3項各号の読替後の規定（一部要約））

- 1 申請者が都道府県（政令市・中核市）の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る障害者支援施設の従業者の知識及び技能並びに人員が、第44条第1項の都道府県（政令市・中核市）の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第44条第2項の都道府県（政令市・中核市）の条例で定める指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害者支援施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5² 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わ²り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその障害者支援施設を管理する者〔以下「役員等」という。〕であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、当該事実に関して当該障害者支援施設が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者〔法人に限る。以下この号において同じ。〕の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの〔以下この号において「申請者の親会社等」という。〕、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法の規定による指定の辞退又は事業の廃止の届出をした者（当該指定の辞退又は事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該辞退又は届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に法の規定による指定の辞退又は事業の廃止の届出をした者（当該指定の辞退又は事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該辞退又は届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

■ 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（関係条文抜粋）

第3条4 指定障害者支援施設等は、その運営について、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

第4条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号に定める条例で定める者は、法人（姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けていないものに限る。）とする。

第45条4 指定障害者支援施設等の管理者は、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。